特定非営利活動法人ココカラ　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ココカラという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を埼玉県新座市新座３丁目４番４３号に置く。

２　この法人は、前項のほか、その他の事務所を埼玉県川越市大字渋井１３５１番地３に置く。

（目的）

第３条　この法人は、新座市を中心とした周辺に在中している子供から大人が対象。スポーツ活動や文化活動を通し、地域社会の団体が円滑に活動できるようにサポートし、健康増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(5) 地域安全活動
(6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
(7) 子どもの健全育成を図る活動
(8) 経済活動の活性化を図る活動
(9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業
　① 地域スポーツクラブ支援事業（スポーツ教室運営など）
　② 小中学校との連携事業
　③ 講習会・イベント開催事業
　④ 地域ふれあい促進事業
　⑤ 夜の学校のような塾事業

第２章　会員

（会員の種類）

第６条　この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、その旨を文書やWEBで代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会の申出があったとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して３年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の４分の３以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第１２条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　役員及び職員

（役員の種類、定数及び選任等）
第１３条　この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事　３人以上
(2) 監事　１人以上
２　理事のうち、１人を代表理事、1人を副代表理事とする。
３　理事及び監事は、総会において選任する。
４　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
５　役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
６　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（役員の職務）
第１４条　代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。
２　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（役員の任期等）
第１５条　役員の任期は２年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
２　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職

務を行わなければならない。
3　役員は、再任されることができる。
4　第１項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

（欠員補充）
第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の解任）
第１７条　役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

（役員の報酬）
第１８条　役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）
第１９条　この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。
2　事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第４章　総会

（総会の種別）
第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）
第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第２２条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属

(3) 合併
(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
(5) 事業報告及び活動決算
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8) 会員の除名
(9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(10) 事務局の組織及び運営
(11) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第２３条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 第１４条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）
第２４条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２項第１号又は第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第２５条　総会の議長は、代表理事がなり、議事録署名人も兼任する。
※WEB会議を実施するため

（総会の定足数）
第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）
第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の４分の３以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の

過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メール、それに該当するものにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会における表決権等）

第２８条　各正会員の表決権は、平等とする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4　議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

（総会の議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び議事録署名人１人が記名、押印しなければならない。
※代表理事が兼ねる

3　前２項の規定に関わらず、第２７条第３項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第５章　理事会

（理事会の構成）

第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３１条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３２条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の１以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(3) 第１４条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第３３条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２号又は第３号の規定による請求があったときは、その日から１０日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも３日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３４条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（理事会の定足数）

第３５条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（理事会の議決）

第３６条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会における表決権等）
第３７条　各理事の表決権は、平等とする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
４　議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（理事会の議事録）
第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事の現在数
(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあってはその旨を付記すること。）
(4) 審議事項
(5) 議事の経過の概要及び議決の結果
(6) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び議事録署名人１人が記名、押印しなければならない。
※代表理事が兼ねる

第６章　資産及び会計等

（資産の構成）
第３９条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄附金品
(4) 事業に伴う収益
(5) 資産から生じる収益
(6) その他の収益

（資産の管理）
第４０条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）
第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って、行うもの

とする。

（会計の区分）

第４２条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業年度）

第４３条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

３　前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

４　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４５条　この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４６条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第２５条第３項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第４７条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾

を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4　解散のときに存する残余財産の帰属については、法第１１条第３項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

（合併）

第４８条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　雑則

（公告の方法）

第４９条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

（施行細則）

第５０条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	山口　明
副代表理事	中平　晃成
理事	中平　真澄
〃	大石田　晃
〃	大石田　さゆり
〃	橋　隼人
〃	矢田部　静香
〃	山口　和彦
監事	阿部　一郎

3　この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和６年６月３０日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわら

ず、設立総会で定めるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和５年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

①　入会金　　０円

②　年会費　　６０００円（５００円／月）

(2) 賛助会員

①　入会金　　０円

②　年会費　　１２００円（１００円／月）

役　員　名　簿

特定非営利活動法人ココカラ

役　名	氏　名（フリガナ）	住所又は居所	報酬の有無
理事	山口　明（ヤマグチ　アキラ）		無
理事	中平　晃成（ナカヒラ　アキナリ）		無
理事	中平　真澄（ナカヒラ　マスミ）		無
理事	大石田　晃（オオイシダ　アキラ）		無
理事	大石田　さゆり（オオイシダ）		無
理事	橋　隼人（ハシ　ハヤト）		無
理事	谷田部　静香（ヤタベ　シズカ）		無
理事	山口　和彦（ヤマグチ　カズヒコ）		有
監事	阿部　一郎（アベ　イチロウ）		無

設 立 趣 旨 書

１　趣　旨

現在新座市ソフトボール連盟の理事に就任し、ソフトボールを盛り上げる為にも、ソフトボール人口を増やす活動を行いたいと考えております。

また、中学校の部活動を民間に委託する動きが活発化してきております。そこで、ソフトボールだけでなく、すべてのスポーツや文化活動を中学生や小学生が放課後に活動が行える環境作りをしたいと考えます。

中心となる活動は中学生校の部活動に代わる受け皿になれるような団体作りを行い、社会貢献活動としての事業を展開していきたいと考えています。

２　申請に至るまでの経過

長年教員として勤務してきましたが、学校の協力がなければ部活動を民間に移行することがスムーズにできないと考えております。そこで、各スポーツ団体、教員、自治体、保護者が協力でき、且つ現在の生徒に不利益にならないようにスピーディーな動きが必要であり、それができる団体を作りたいと考え始めました。

部活動の顧問をやりたいと教員になって先生もいらっしゃると思うので、今までのように学校の都合で顧問に就任するのではなく、やる気がある先生が自分の特技や趣味が、普段関わる生徒に伝えられるような環境を作りたいと考えております。

また、引退された先生や地域にお住いの方々も元気な方が多く、非常勤講師のような形で働けるスポーツのコーチや放課後の学習塾などもできるように、雇用を増やしたいと考えております。

平成１８年	４月～	ソフトボールチーム　新座ファイトに所属
平成２２年	４月～	新座市内中学校に教諭として勤務
平成２６年	１月～	ソフトボールチーム　新座ファイトの監督に就任
令和　４年	３月～	新座市ソフトボール連盟理事に就任
令和　４年	５月	事業拡大のためＮＰＯ法人格取得の相談・設立要件確認
令和　４年	６月	新座市教育委員会教育長　金子廣志様に相談
令和　４年	６月	片山ミニバス代表、柴崎様と相談、団体設立に協力
令和　４年	６月	役員集め
令和　４年	７月	五月STC（ソフトテニスクラブ）との協力確認
令和　４年	７月	総合型地域スポーツクラブ設立についての役員会議
令和　４年	７月	総合型地域スポーツクラブ申請
		SCネットワーク加入申請
令和　４年	８月	準備会（発起人会）を実施 定款、事業計画書等の案を作成
令和　４年	８月	設立総会の開催

２０２２年　　８月　　１５日

特定非営利活動法人ココカラ
設立代表者

氏　名　　山口　明

2022　年度　事業計画書

特定非営利活動法人ココカラ

1　事業実施の方針

この法人は、新座市を中心とした周辺に在中している子供から大人が対象。
スポーツ活動や文化活動を通し、地域社会の団体が円滑に活動できるようにサポートし、健康増進に寄与することを目的とする。

2　事業の実施に関する事項（成立の日 ～ 2023年　3月　31日）

(1) 事業

定款の事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額（千円）
小中学校との連携事業	教育委員会・新座市スポーツ協会・各中学校との懇談会	8月～3月	ふるさと新座館	3	20人	5
地域スポーツクラブ支援事業	各団体との懇談会	8月～3月	ふるさと新座館	5	20人	5
夜の学校のような塾事業	教育委委員会との懇談会	8月～3月	新座市役所	2		

（2）定期活動について

地域スポーツクラブ支援事業	新座ファイト（ソフト）	8月～3月	新座馬場グランド	1	20人	20
地域スポーツクラブ支援事業	五月STC（テニス）	8月～3月	道満グリーンパークテニスコート	1	27	10

※新座ファイト⇒基本的に毎週日曜日（市内大会年２回、県大会予選大会年４回に参加予定）

※五月STC⇒基本的に毎週土曜日・日曜日（中学生の大会に参加予定）

2023　年度　事業計画書

特定非営利活動法人ココカラ

1　事業実施の方針

この法人は、新座市を中心とした周辺に在中している子供から大人が対象。
スポーツ活動や文化活動を通し、地域社会の団体が円滑に活動できるようにサポートし、健康増進に寄与することを目的とする。

2　事業の実施に関する事項（2023年4月1日 ～ 2024年　3月　31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額（千円）
小中学校との連携事業	体験会への参加・呼びかけなど打合せ	4月～7月	ふるさと新座館	3	20人	5
地域スポーツクラブ支援事業	各団体との打ち合わせ	4月～7月	ふるさと新座館	5	20人	5
講習会・イベント開催事業	各団体の紹介VTR	1月～3月	Web上	2		
地域ふれあい促進事業	各団体の紹介VTR	1月～3月	Web上	2		
夜の学校のような塾事業	教育委委員会との懇談会	4月～8月	新座市役所	2		

（2）定期活動について

地域スポーツクラブ支援事業	新座ファイト（ソフト）	4月～3月	新座馬場グランド	1	20人	20
地域スポーツクラブ支援事業	五月STC（テニス）	4月～3月	道満グリーンパークテニスコート	1	27	10

※新座ファイト⇒基本的に毎週日曜日（市内大会年２回、県大会予選大会年４回に参加予定）

※五月STC⇒基本的に毎週土曜日・日曜日（中学生の大会に参加予定）

2022 年 度 活動予算書

（成立の日から 2023年 3月 31日まで）

特定非営利活動法人ココカラ

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費		60,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4 事業収益			
スポーツ教室事業収益	30,000		
小中学校との連携事業収益	0		
地域ふれあい促進事業事業収益	0		
夜の学校のような塾事業	0		
		30,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計（A）			90,000
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
仕入高	0		
旅費交通費	0		
車両費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	40,000		
減価償却費	0		
保険料	0		
その他経費計	40,000		
事業費 計		40,000	
2 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		

給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	10,000		
水道光熱費			
地代家賃			
雑費(大会参加費/指導者謝礼など)	20,000		
その他経費計	50,000		
管理費 計		50,000	
経常費用計(B)			90,000
当期経常増減額(A－B)			0
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計(C)			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計(D)			0
① 当期正味財産増減額(A－B＋C－D)			0
② 設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額(①＋②)			0

2023 年 度 活動予算書

（成立の日から　2024年　3月　31日まで）

特定非営利活動法人ココカラ

（単位：円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費		60,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4 事業収益			
スポーツ教室事業収益	30,000		
小中学校との連携事業収益	0		
地域ふれあい促進事業事業収益	0		
夜の学校のような塾事業	0		
		30,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計（A）			90,000
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
仕入高	0		
旅費交通費	0		
車両費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	40,000		
減価償却費	0		
保険料	0		
その他経費計	40,000		
事業費　計		40,000	
2 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		

給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	10,000		
水道光熱費			
地代家賃			
雑費(大会参加費/指導者謝礼など)	20,000		
2023	50,000		
管理費 計		50,000	
経常費用計(B)			90,000
当期経常増減額(A－B)			0
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計(C)			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計(D)			0
① 当期正味財産増減額(A－B＋C－D)			0
② 設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額(①＋②)			0